

# 日出町景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 景観計画（第7条—第8条）
  - 第3章 法に基づく行為の規制等（第9条—第18条）
  - 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条—第24条）
  - 第5章 日出町景観審議会（第25条）
  - 第6章 景観向上活動団体に対する支援等（第26条—第31条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、日出町（以下「町」という。）の良好な景観の形成を図るための基本的かつ必要な事項を定めることにより、町の魅力的な景観を守り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

### （町の責務）

第3条 町は、良好な景観の形成を図るための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民の意見、要望が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、公共施設の整備及び建築物の建設等を行うに当たっては、良好な景観の形成について先導的な役割を果たさなければならない。

4 町は、良好な景観の形成に関する町民及び事業者の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らがまちづくりを形成する役割を担うものであることを認識し、自主的かつ主体的に良好な景観の形成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活かし、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

(国等に対する要請)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体その他公共団体に対して、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

## 第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第7条 町長は、町の全域を景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）とする景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画において、景観計画区域の中でも日出町を特徴づけ、重点的に良好な景観を形成する必要がある地区を景観形成重点地区として定めることができる。

## 第3章 法に基づく行為の規制等

(事前協議)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出の内容について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）があった場

合において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、事前協議をした者に対し必要な措置をとることを指示することができる。

- 3 町長は、前項の規定による指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第25条に規定する審議会の意見を聴くことができる。

(届出対象行為等)

第10条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更であつて、当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超え、かつ法面の高さが2メートルを超えるもの

(2) 木竹の植栽又は伐採であつて、当該行為に係る土地の合計の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 当該行為に係る面積が100平方メートルを超え、かつ、高さが2メートルを超えるもの

イ 当該行為の期間が継続して90日を超えるもの

- 3 第1項の規定による届出をしたものは、その届け出にかかる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(届出等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表に掲げる区域の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる行為のいず

れにも該当しないもの

(2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為

(3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

(4) 農林業を営むための土地の形質の変更、森林の伐採

(5) 上記のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと町長が認める行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の行為とする。

(助言又は指導)

第13条 町長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(完了等の届出)

第14条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(勧告の手続等)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合は、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

(命令の手続等)

第16条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第17条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理

由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、かつ、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると町長が認めるときは、この限りではない。

3 町長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(空地等に係る要請)

第18条 町長は、景観計画区域内の空地、建築物、工作物又は屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積が、その区域に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第19条 町長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除についても準用する。

(現状変更の許可の手続)

第20条 町長は、法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文の許可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第21条 町長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場

合を含む。)の規定により景観重要建造物等の原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の管理の基準)

第22条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 管理上必要な修繕等は、速やかに行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

2 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木について必要に応じ、枝打ち、剪定、下刈り等を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の病虫害の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐこと。
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める措置

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第23条 町長は、法第26条又は法第34条の規定により景観重要建造物等の管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(景観形成建築物等に係る所有者等の変更の届出)

第24条 景観形成建築物等の所有者等に変更があったときは、所有者等となった者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

## 第5章 日出町景観審議会

(日出町景観審議会)

第25条 次に掲げる事務を行うため、日出町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 町長の諮問に応じ、本町の良好な景観形成に関し必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申すること。

(2) この条例の規定によりその権限に属することとされた事務について意見を述べること。

2 前号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 景観向上活動団体に対する支援等

(景観整備機構の指定)

第26条 町長は、法第92条第1項に規定する景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取り消しについても準用する。

(景観まちづくり活動の機会の充実)

第27条 町は、町民、事業者及び専門家等が景観まちづくりに関する活動をする機会の充実を図るため、景観に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(景観まちづくり団体の認定)

第28条 町長は、景観まちづくりを自主的に行うため町民が設立した団体であって、次の各号のいずれにも該当するものを景観まちづくり団体（以下「団体」という。）として認定することができる。

(1) 景観まちづくりに寄与する活動を現に行っていること。

(2) 活動が良好な景観の形成に有効と認められるものであること。

(3) 活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

(4) 規則で定める事項を規定する規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 町長は、団体に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 町長は、団体に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

(景観形成に係る支援)

第29条 町長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により指定を受けた景観重要建造物又は景観重要樹木を管理するため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的援助を行い、又はその管理に要する費用の一部を助成することができる。

2 町長は、第28条第1項の規定による認定を受けた景観まちづくり団体に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する費用の一部を助成することができる。

(助成)

第30条 町長は、第8条に定める重点地区において、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において規則で定めるところにより、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

2 前項の規定による助成は、他の法令等の規定により助成を受けることとなる行為については、適用しない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、施行日前においても、第10条第1項又は第3項の規定の例により、町長に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出をしたものとみなす。

(日出城址周辺景観保全条例の廃止)

- 3 日出城址周辺景観保全条例（平成20年日出町条例第22号）は廃止する。

別表（第11条関係）

区域区分	行為
景観計画区域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）であって、建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さとする。以下同じ。）が13メートルを超えるもの又は建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積とする。以下同じ。）が500平方メートルを超えるもの（外観を変更する修繕、模様替、色彩等の変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル未満の行為は除く。）</li><li>2 工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 次に掲げる工作物の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては地盤面から当該工作物の上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。以下同じ。）が13メートルを超えるも</li></ol></li></ol>

の

ア 煙突その他これらに類するもの

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

ウ 広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

オ 昇降機、飛行塔、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

カ 標識、アーチ、アーケード、街路灯、モニュメントその他これらに類するもの

キ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

ク 石油、ガス、液化石油ガスを貯蔵又は加工する施設その他これらに類する施設

ケ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設

コ 立体駐車場、立体駐輪場その他これらに類するもの

(2) 擁壁の高さが5メートルを超えるもの

(3) 太陽光発電の用に供する工作物の建設等であつてその太陽電池モジュールの面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は当該太陽電池モジュールの高低差が10メートルを超えるもの

(4) 風力発電の用に供する工作物の建設等であつてその高さが10メートルを超えるもの

	<p>3 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更であって、これらの行為の区域の面積が1,000平方メートルを超え、かつ法面の高さが2メートルを超えるもの</p> <p>4 木竹の伐採または移植であって、行為の区域の面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>5 屋外における物品の集積または貯蔵であって、これらの行為の区域の面積が100平方メートルを超え、かつ、高さが2メートルを超え、かつ、集積等の期間が90日を超えるもの</p>
<p>景観形成重点地区（日出城址周辺地区）</p>	<p>1 建築物の建築等</p> <p>2 工作物の建設等</p> <p>3 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更</p> <p>4 木竹の伐採または移植</p> <p>5 屋外における物品の集積または貯蔵</p>